借上げ住宅の明渡し等に関する同意書

令和７年３月１日

福島県知事

入居者　住所（被災時）

氏　　　名

私が、下記２(1)又は(2)の状態となったときは、下記３の緊急連絡先へ事務代行市町村又は県が連絡することに同意するとともに、下記１の借上げ住宅の使用を終了し、貸主及び転貸人である県（以下「貸主等」という。）にこれを明け渡します。

また、借上げ住宅に係る残置物については、下記４のとおり取り扱うことに同意します。

記

１　入居する借上げ住宅

名　称：　　　　　　　　　　　　　　部屋番号：

所在地：

２　入居する借上げ住宅を貸主等に明け渡す場合

(1) 福島県借上げ住宅賃貸借契約書第１１条第３項でいう「入居実態がない場合」に該当するとき。

(2) 私に不測の事態が生じたため、借上げ住宅の使用ができなくなったとき。

３　緊急連絡先

住　　所：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　　（私との続柄：　　　　　）

電話番号：

４　借上げ住宅に係る残置物（車両を含む）の取扱い

(1) 前記２(1)による場合は、残置物の所有権を放棄するので、貸主、事務代行市町村又は県において残置物を全て処分して差し支えないこと、及び残置物の処分に要した費用は私が負担すること。

(2) 前記２(2)による場合は、私の法定相続人に残置物を処分させるものとする。ただし、その時に私の法定相続人が不存在又は行方不明であった場合は、残置物に係る所有権を放棄するので、貸主、事務代行市町村又は県において残置物を全て処分して差し支えないこと。